

## 令和6年度参加型予算制度投票事業検討委員会設置要項

### 1 設置

令和6年度参加型予算制度モデル実施要項（以下、「実施要項」という。）6（2）に定める提案事業の第二次審査を行うことを目的として、令和6年度参加型予算制度投票事業検討委員会（以下、「検討委員会」という。）を設置します。

### 2 所掌事項

検討委員会は、次に掲げる事項を所掌します。

- （1）実施要項6（2）に定める第二次審査の評価基準に関すること。
- （2）実施要項6（2）に定める第二次審査の実施及び区民投票の対象事業選定に関すること。
- （3）その他参加型予算制度投票事業に関し必要な事項に関すること。

### 3 構成

検討委員会は、次に掲げる者をもって構成します。

- （1）委員長 政策経営部長
- （2）委員  
総務部長  
総務部危機管理室長  
政策経営部企画課長  
政策経営部公民連携担当課長  
総務部危機管理室防災課長
- （3）その他の委員  
委員長は、必要に応じて委員を追加で指名することができます。

### 4 会議

- （1）検討委員会は委員長が招集します。
- （2）委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができます。

### 5 会議の非公開

検討委員会は非公開とします。

### 6 庶務

検討委員会の庶務は、政策経営部財政課が担当します。

## 7 委任

この要項に定めるもののほか、検討委員会の運営について必要な事項は、政策経営部長が別に定めます。